

毎週火、金曜日発行(但休日には当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇規則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
- ◇告示 字の区域の変更
国民健康保健法による国民健康保険医でなくなつたもの
国民健康保険法による療養取扱機関でなくなつたもの
昭和三十三年七月鳥取県告示第三百二十一号の一部改正
土地の立入の許可
道路の位置の指定
昭和三十九年六月二十六日付け鳥取県規則第三十六号中訂正
- ◇正誤

規 則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年七月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十八号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表一の第九十七号中

「第一次試験 四百円」を

「第二次試験 四百円」を

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百三十二号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、昭和三十九年六月十一日から西伯郡名和町の字の区域を次のとおり変更した旨、名和町長から届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年七月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

大字	変更後の名称	地番	大字	変更前の名称	地番
古御堂	上前場	六六九	古御堂	懸田	五一八
"	新林	六二一	"	水谷	六九二の二
"	水谷	六二四	"	"	六九二の一
"	富長	六九一の一	"	新林	六二五の一
富長	東屋敷	五五	富長	干水	六二五
"	"	六五	"	宇戸口	四五の三
"	"	六五	"	"	五六九の一
"	中屋敷	六五	"	矢倉	五七〇の一
"	"	六五二の二	"	"	六三七の四
"	"	六六〇の七	"	"	六三七の六

御来屋	岩屋畑	二六二	御来屋	中野中	二五二の一
"	"	二六二	"	"	二四六
"	下来ル見ヶ谷	二六二	"	鳴滝の上	三五一
"	大林	三三九	"	古道ノ上	四〇八
"	"	四〇八	"	"	四〇七の一
"	"	四〇三の二	"	"	四〇七の二
"	"	四〇三の一	"	"	四〇九の二
"	"	四〇六の三	"	"	四〇九の三
"	"	四〇三の一	"	"	四〇七の五
"	"	四〇三の一	"	"	四〇七の四
"	"	四〇三の一	"	"	四〇七の三
"	"	六六〇の六	"	"	六三七の一
"	"	六五九の六	"	"	六三四の四
"	"	六六一の六	"	"	六三四の三
"	"	六六一の五	"	"	六三四の六
"	"	六六一の四	"	"	六三四の五
"	"	六六一の三	"	"	六三五
"	"	六六一の三	"	"	六三六

大沢排水改良事業 " "

羽合浜畑地かんがい事業 " "

千代圃場整備事業 事業費の百分の三十

大鴨圃場整備事業 " "

天神野溜池補強事業 工事費の百分の二十

" 事務費の百分の二十五

菅野開拓パイロット事業 工事費の百分の十七・五

第四条第二項中「納額告知書」を「納入通知書」に改める。

鳥取県告示第四百三十六号

土地收用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入の許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和三十九年七月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置に関する事業（日野川水系の電源開発事業）

三 立ち入ろうとする土地の区域

日野郡溝口町大字
上野、段原、大江、長山、宇代、谷川、一ノ段、添谷、大倉、富江、中祖、宮原、古市、荘、父原、白水、根雨原、大坂

日野郡江府町大字

柿原、佐川、久連、小江尾、袋原、貝田、下安井、杉谷、宮市原、宮市、江尾、俣野、武庫、洲河崎、日野郡日野町大字

舟場、野田、津地、安原、下榎、下黒坂、貝原、三

谷、根雨、高尾、金持、本郷、榎市、濁谷、別所、小原、下菅、黒坂、中菅、秋繩

四 立ち入ろうとする期間

昭和三十九年七月十五日から

昭和四十年七月十四日まで

鳥取県告示第四百三十七号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十九年七月七日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十九年七月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所氏名

米子市西福原二〇五番地

森 住 正 雄

道路の位置の指定場所

米子市米原字上新田

六五八番の一部

六五三番の一部

六五二番の一部

六四三番の一部

六四三番の一部

六四三番の一部

六四三番の一部

六四三番の一部

道路の幅員及び延長

幅員 四メートル

延長 一五七・六メートル

幅員 四メートル

延長 一〇一・三メートル

幅員 四メートル

延長 一〇一・三メートル

幅員 四メートル

延長 一〇一・三メートル

幅員 四メートル

延長 七七メートル

道路の位置の指定場所

米子市西福原一、一五〇番地

大 東 みね子

米子市西福原字北原開ノ二

〇〇九番の一部

〇〇九番の一部

〇〇九番の一部

〇〇九番の一部

〇〇九番の一部

〇〇九番の一部

〇〇九番の一部

道路の位置の指定場所

米子市中島字西原

三三二番五

三三二番三

三三二番三

三三二番四

三三二番四

三三二番四

三三二番四

三三二番四

三三二番四

